

鹿児島県農業共済組合事業規程の一部改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>第1条～第139条（略） 第140条（略） 2～3（略） 4（略） （1）～（2）（略） <u>（3）第16条第1項第7号イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同号ニに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じたことにより、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあったこと。</u> 第141条（略） （組合員負担共済掛金の払込期限） 第142条（略） 2 組合員は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された場合は、第16条第1項第7号の通知の日から2週間以内に、当該被覆期間の変更に伴い増額された組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。 3～4（略） （組合員負担共済掛金の分納） 第143条 この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額の合計額が10万円以上である場合には、前条第1項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。<u>ただし、当該組合員に係る園芸施設共済の共済関係について組合員負担共済掛金が払込期限までに払い込まれていないものがある場合は、当該申請を認めないものとする。</u> 2 前項の申請をしようとする組合員は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立てなければならない。ただし、こ</p>	<p>第1条～第139条（略） 第140条（略） 2～3（略） 4（略） （1）～（2）（略） <u>（新設）</u> 第141条（略） （組合員負担共済掛金の払込期限） 第142条（略） 2 組合員は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された場合は、第16条第1項第7号の通知の日から<u>起算して</u>2週間以内に、当該被覆期間の変更に伴い増額された組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。 3～4（略） （組合員負担共済掛金の分納） 第143条 この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額の合計額が10万円以上である場合には、前条第1項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなけれ</p>

の組合が当該組合員により払い込まれるべき第2回目の組合員負担共済掛金と当該組合員に支払うべき共済金とをもって相殺することに当該組合員が同意する場合は、この限りでない。

3 組合員は、第1項本文の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内及び共済責任期間の開始の日から起算して6か月を経過する日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 (略)

第144条～第151条 (略)

(共済金の支払の免責等)

第152条 (略)

2 (略)

3 組合員が正当な理由がないのに第143条第3項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第1項の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

第153条～第299条 (略)

ばならない。

3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して6か月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

4 (略)

第144条～第151条 (略)

(共済金の支払の免責等)

第152条 (略)

2 (略)

3 組合員が正当な理由がないのに第143条第2項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第1項の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

第153条～第299条 (略)

附 則

1 この規程の変更は、鹿児島県知事の認可のあった日から施行する。

2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。